○上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

令和５年４月１日条例第１６号

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条の２第５項の規定に基づき、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　管理者及び副管理者の報酬は、次のとおりとする。

(1)　管理者　月額　２０，０００円

(2)　副管理者　月額　１８，０００円

第３条　新たに管理者等になった者には、その日から報酬を支給する。

２　管理者等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

３　前２項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第４条　管理者等の報酬の支給日は、その月の２１日とする。ただし、その日が休日（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号。以下「勤務時間条例」という。）第９条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２　前項の規定にかかわらず、報酬の支給日後において新たに管理者等となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に報酬を支給することができる。

第５条　報酬の額を算出する場合において、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（報酬の支給の一時差止め）

第６条　管理者は、管理者等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る管理者等の報酬の支給を一時差し止めるものとする。

２　前項の規定による報酬の支給を一時差し止める処分（以下この条において「報酬の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該報酬の一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　第１項の規定により一時差し止める報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数（管理者等の報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において管理者等の職に就いていない期間があるときは、当該管理者等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

４　管理者は、報酬の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該報酬の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、報酬の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが報酬の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(3)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して１年を経過した場合

５　前項の規定は、管理者が、報酬の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該報酬の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

６　管理者は、報酬の一時差止処分を行う場合は、当該報酬の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該報酬の一時差止処分の際、報酬の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（報酬の不支給）

第７条　管理者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る報酬を支給しない。

(1)　刑事事件により有罪の判決が確定した場合　逮捕等期間

(2)　刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合　当該刑事施設に拘置された期間

(3)　刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合　当該労役場に留置された期間

２　前条第３項の規定は、前項の規定により支給しないこととする報酬の額について準用する。この場合において、同条第３項中「日数（管理者等の報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定により支給しないこととする報酬のうち既に支給された報酬があるときは、当該報酬の支給を受けた者は、これらを返納しなければならない。

（費用弁償）

第８条　管理者等が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第３条第２項、第３項及び第６項から第８項まで、第６条から第１７条まで、第１９条から第２２条まで並びに第２４条の規定は、前項の規定による旅費の支給に準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その

他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年５月２５日条例第３７号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年６月１日から施行する。

（適用）

２　この条例による改正後の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第６条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた期間がある場合の施行日以後の当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間に係る管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬について適用する。

３　新条例第７条の規定は、施行日以後に同条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、当該各号に定める期間が施行日以後にある場合の施行日以後の当該期間に係る管理者等の報酬について適用する。

附　則（令和７年２月１０日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第２条第４号に規

定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項及び第７項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

（上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　第２条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（次項から第９項までにおいて「新管理者等報酬条例」という。）第８条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

７　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職若しくは失職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職若しくは失職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

８　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が新管理者等報酬条例第８条第１項又は同条第２項において準用する新旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第２条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例第８条又は同条においてその例によることとされる旧旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

９　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第２４条の規定は、新管理者等報酬条例及びこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。